

○ 銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年 金融監督庁 告示第九号）
大蔵省

改正後	現行
<p>（銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務） 第一条（略）</p> <p>2 合併、会社の分割、事業譲渡又は他の会社の株式若しくは持分の取得により、前項に規定する業務に該当する業務に属する契約に係る権利義務が生ずることとなったときは、当該契約のうち、期限の定めのあるものについては期限満了まで、期限の定めのないものについては権利義務が生じた日から一年以内の期間に限り、当該契約に関する業務は、同項に規定する業務に含まれないものとする。</p>	<p>（銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務） 第一条（略） （新設）</p>